

1 計画の目的

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することで再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指します。

2 基本方針

第2章で見たとおり、札幌市における刑法犯検挙数に占める再犯者数の割合は全体の約半数を占めて高くなっていますが、再犯の防止に必要な、犯罪をした人等が地域で安定的に生活するための多様なサービスの適切な提供や、立ち直りを支援する保護司をはじめとした民間協力者の担い手確保、再犯防止に対する市民の関心の低さが課題となっています。

また、こうした課題の解決のためには、札幌市のみならず、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等との情報・意見交換を行いながら、連携して効果的に施策を実施することが重要となります。

これらを踏まえ、計画の目的の達成に向け、国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針との整合性を取りながら、次の5項目を札幌市における基本方針とします。

- (1) 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関や民間団体などと緊密な連携協力を行いながら、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- (2) 犯罪をした人等が、あらゆる段階において切れ目なく、必要な支援を受けられるようにします。
- (3) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、その安全及び心情に最大限配慮するとともに、犯罪被害に遭う人をなくすという視点を持って、犯罪に再び手を染めることのない環境の整備に取り組みます。
- (4) 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態等を踏まえつつ、関係機関や民間団体などと意見交換しながら、社会情勢等に応じた効果的なものとします。
- (5) 犯罪をした人等が再び社会を構成する一員として受け入れられるために、広く市民の理解と協力を得ることができるよう普及啓発に取り組みます。

3 重点項目

犯罪をした人等が置かれた状況は多様であり、必要とする支援の内容は様々な分野に渡ります。

このため、基本方針に基づいて次の7項目を重点項目として設定し、必要な施策を位置付け、着実に推進していきます。

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- (4) 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進等のための取組
- (6) 国・民間団体等との連携強化等のための取組
- (7) 広報・啓発活動の推進等のための取組

4 成果指標・参考指標

(1) 成果指標

本計画の目的の達成状況を確認するため、下表の2項目の成果指標と、その目標値を設定します。

札幌市(注)における再犯者数は、計画の目的である、再犯防止の達成状況を評価するものとして設定し、再犯者数の傾向から算出される計画最終年の推定値を下回ることを目標とします。

また、犯罪をした人等の立ち直りには市民の理解と協力が欠かせないことから、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する成果指標として、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合を設定し、計画最終年度に50%以上となることを目標とします。

■ 成果指標・目標値及び特に関連の深い重点項目

成果指標	計画策定時の数値		目標値		特に関連の深い重点項目
	令和4年	1,411人	令和9年	1,190人以下	
再犯者数(札幌市(注))	令和4年	1,411人	令和9年	1,190人以下	(1)、(2)、(3) (4)、(5)、(6)
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合(市民アンケート)	令和5年度	27.7%	令和10年度	50.0%以上	(7)

(注) 札幌市のデータは、札幌市を管轄するすべての警察署における検挙人数に係るデータであり、石狩市、当別町、北広島市を含む。

(2) 参考指標

成果指標のほか、札幌市外を含む広域の統計(注)ではありますが、再犯防止施策の動向を多方面から把握するため、下表の参考指標を設定し、関連する重点項目の実施状況について分析していきます。

(注) 札幌保護観察所管内の数値であり、札幌市のほか、江別市、岩見沢市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、小樽市などを含む(20市35町6村)。

参考指標及び関連のある重点項目

参考指標	計画策定時の数値		関連のある重点項目
保護観察終了時に無職の人の数	令和4年	171人	(1)
保護観察終了時に無職の人の割合	令和4年	30.5%	(1)
協力雇用主数	令和4年	767社	(1)、(5)
刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主数	令和4年	27社	(1)、(5)
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数	令和4年	33人	(1)、(5)
検察庁等と保護観察所との連携による入口支援※14を実施した人の数	令和5年	14人	(2)
矯正施設等と保護観察所との連携による出口支援※15を実施した人の数	令和4年度	37人	(2)
保護司数	令和5年	1,198人	(5)
保護司充足率	令和5年	83.5%	(5)
「社会を明るくする運動」への参加人数	令和4年	9,161人	(7)

※14 入口支援

起訴猶予や刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢又は障がい等により福祉の支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。

※15 出口支援

矯正施設から出所する人に対して行う社会復帰支援のこと。

札幌市における犯罪被害者等に関する取組

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、再犯の防止等に関する取組を推進し、犯罪をした人等の立ち直りを支援していくことが必要ですが、併せて、様々な困難に直面する犯罪被害に遭われた方に対する支援を進めていくことも重要です。

札幌市では、犯罪被害に遭われた方が一日も早く、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和2年（2020年）8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給や様々な費用助成を行っています。

犯罪被害者等支援制度の概要

1 支援の対象

犯罪被害に遭われた方やそのご遺族、ご家族が「札幌市民」で、下記に該当する方

- (1) 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
- (2) 犯罪行為により重傷病を負った方とご家族
- (3) 性犯罪を受けた方とご家族



2 支援内容

支援金の支給

- 遺族支援金
- 重傷病支援金
- 性犯罪被害支援金

家事関連の助成

- 家事・介護費用助成(ホームヘルプ)
- 配食サービス費用助成
- 一時保育費用助成

住居関連の助成

- 転居費用助成
- ハウスクリーニング費用助成
- 家賃助成

精神被害等関連の助成

- 精神医療費用助成
- カウンセリング費用助成 など